

●香川県選挙管理委員会告示第70号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設として、香川県厚生農業協同組合連合会屋島総合病院及び社会福祉法人琴平福祉事業団養護老人ホーム琴平老人の家を指定したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成29年10月24日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
香川県立中央病院	略		香川県立中央病院	略	
香川県厚生農業協同組合 連合会屋島総合病院	高松市屋島西町2105-17	平成29年10月 18日			
香川県立丸亀病院	略		香川県立丸亀病院	略	
略			略		
2 略			2 略		
3 老人ホーム			3 老人ホーム		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
特別養護老人ホーム楽々 苑（ユニット型）	略		特別養護老人ホーム楽々 苑（ユニット型）	略	
社会福祉法人琴平福祉事 業団養護老人ホーム琴平 老人の家	仲多度郡琴平町榎井572 -1	平成29年10月 18日			
特別養護老人ホーム桃陵 苑	略		特別養護老人ホーム桃陵 苑	略	
略			略		
4・5 略			4・5 略		